

○岡山県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する者の順序を定める規則

平成19年2月1日
広域連合規則第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条の規定に基づく広域連合長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第1順位 副広域連合長のうち、年齢の多い者。ただし、年齢が同じ者である場合には、くじにより定められた者

第2順位 第1順位の副広域連合長以外の副広域連合長

第3順位 事務局長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。